

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
理容師・美容師専門委員会の設置について

令和 6 年 5 月 15 日

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会決定

1 設置趣旨

理容師制度及び美容師制度は、これまで、その時々 of 社会的背景や科学技術の進歩等を踏まえつつ、時代のニーズに沿った知識及び技術を修得できるよう、累次にわたる見直しを実施してきた。

近年、消費者ニーズ等の高度化・多様化がより一層進み、理容師及び美容師に求められる役割や技術等のあり方も多様化・複雑化する中で、時代のニーズに沿った知識及び技術を修得できるよう、理容師及び美容師のあり方などに関して必要な事項についての総合的な検討を行うために、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 調査事項

専門委員会は、理容師制度及び美容師制度のあり方等に関する事項について審議する。